

令和8年度栃木県こどもモニター・ワークショップ実施業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度栃木県こどもモニター・ワークショップ実施業務委託

2 委託業務の履行期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

3 委託業務の目的及び概要

こども基本法では、地方公共団体において、これまで大人目線で考えられてきたこども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を幅広く聴取して、反映させるために必要な措置を講ずることを定めている。

こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在でなく、「今を生きる県民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会をつくるパートナーなのだという意識を広く共有するとともに、こどもや若者自身が「権利の主体」であることを意識することが重要である。このことから、こどもや若者に関わる様々な場面においてその意見反映が進み、こどもや若者の参画の意義や重要性等が社会全体に浸透することが期待されている。

そのため、栃木県（以下「県」という。）では、「栃木県こどもモニター」による意見聴取として、小中高生や若者、保護者を対象に、県の施策の参考となるような質問を、こどもでも答えやすい内容となるよう工夫しながら設定した上で、意見を聴取する。

また、これと並行して「栃木県こどもワークショップ」を開催し、対面での議論を行う中で、こどもの生の声をさらに引き出していくこととする。

意見聴取後は、これらの結果をフィードバックすることにより、こどもの意見を施策に反映するとともに、こどもの社会参加を促すものとする。

4 業務内容

(1) こどもモニター

① モニターの募集

ア 募集対象：小学生、中学生、高校生～22才の若者、保護者

イ モニター募集人数：各 250 名 計 1,000 名

ウ 募集方法

受託者は、インターネット（パソコン・スマートフォン等）で県民が応募できるシステムを構築又は使用し、モニターの募集を実施、管理すること。また、本応募フォームは受託者のサーバーを使用すること。

問い合わせ等に対しては、事務局として適切に対応すること。ただし、回答が困難な場合は、県と内容について協議を行うこと。

なお、栃木県子育て支援ポータルサイト「とこぼ」上でも、応募フォームの掲載バナーを作成し、応募への誘導を行うものとする。

エ モニターの決定

受託者はア、イに記載のとおり、モニターを決定し、対象者に対して通知を行うこと。定員を超える応募があった場合は、抽選により決定する。

② チラシ、ポスター、その他広告の作成・配布

受託者は、次のとおりチラシ、ポスター、広告を作成し、配布又は公開すること。

デザイン・内容イメージ、配布先、公開方法については、本仕様書に記載のほか、より多くの県民のモニター応募を喚起し、モニター数の確保に資する効果的な実施手法を検討し提案すること。

ア チラシ

仕様：A4 両面 フルカラー
部数：50,000 枚

イ ポスター

仕様：B2 片面 フルカラー
部数：1,000 部

ウ その他広告

デジタル広告、新聞広告、情報誌への掲載など、委託契約金額上限の範囲内で実施可能な、モニター募集対象者への高い訴求効果が期待できる広告媒体及び具体的な実施量等を提案すること。

提案後、県と協議の上、広告宣伝を実施する。

エ 内容

イラストなどを使用し、こどもにわかりやすいデザインとする。
校正は、最低2回行うこととする。

③ アンケートフォームの管理運営

ア アンケート実施回数：年4回

イ アンケート設問数：20～30問程度／回

ウ アンケートフォームの開設・管理

受託者は、小学生、中学生、高校生～22才の若者、保護者の4区分ごとにアンケートフォームを作成し、ア及びイに記載のとおり、モニターにアンケートを回答させ、結果を集計すること。集計結果はアンケート期間終了後、速やかに県に提供すること。また、本アンケートフォームは受託者のサーバーを使用すること。

問い合わせ等に対しては、事務局として適切に対応すること。ただし、回答が困難な場合は、県と内容について協議を行うこと。

エ 回答率の維持・管理

アンケートの有効性を保つためにも、全4回を通して十分な回答率を維持することが重要であるため、より多くのアンケート回答数の確保に資する効果的な方策を提案すること。

提案後、県と協議の上、アンケート回答数の確保策を実施する。

オ アンケート内容

アンケート内容は県が提示をするが、受託者は、こどもにわかりやすい表現や、読みやすさなどについて助言し、校閲すること。

カ 結果の提供

受託者は、アンケート期間が終了したのち、速やかに回答結果を集計の上、県にデータを提供すること。提供データはExcel等、県において集計できるものと、グラフ等を記載した公表用の資料とする。

公表用の資料については、こどもや若者にもわかりやすいようなものとする必要があるため、そのデザインや内容について提案すること。

④ 謝礼等の準備、発送

ア 謝礼の準備

QUOカード等の謝礼を1,000枚準備するものとする。

謝礼の価額は500円相当とする。

※モニター数及び回答者数により、枚数は変動する。

イ アンケート結果の印刷

アンケート結果についてまとめたものを準備し、1,000枚印刷すること。デザイン、内容については、こどもにも分かりやすいものとする。

※モニター数及び回答者数により、枚数は変動する。

ウ 発送

ア、イを同封し、各モニター宛て、発送すること。

(2) こどもワークショップ

① 開催概要

ア 日時

令和8(2026)年度中 3回開催

イ 参加者

中学生向け1回 30~40名程度

高校生向け2回 30~40名程度

※4名程度のグループに分かれて実施することを想定。

※それぞれ事前説明を行う場合は、受託者も同行することと、必要に応じて進行や補助を行うこと。

② 開催準備・支援

ア ファシリテーター手配

受託者は、ワークショップの開催に際して、以下のファシリテーターを手配する。ファシリテーターの選定については、県と協議の上決定することとする。

(ア) メインファシリテーター

ワークショップの開催に際して、当日の進行やタイムキーパーなど、ワークショップ全体を統括するファシリテーターを各回1名以上確保すること。

メインファシリテーターは、こどもの意見を効果的に引き出すことのできる知識、技能及び経験を有する者を選定すること。

(イ) サブファシリテーター

各グループに配置され、議論のとりまとめを行うファシリテーターを各回各グループの人数分確保すること。ただし、県がファシリテーターを確保した場合は、それを除いた人数とする。

サブファシリテーターは、こどもの意見を効果的に引き出すことができる知識、技能及び経験を有する者であることが望ましいが、少なくとも、こども家庭庁が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」等（以下「ガイドライン」という。）を参考に、ファシリテーションが行える者を選定すること。

イ ファシリテーターとの調整

受託者は、ファシリテーターとワークショップの開催について、連絡を行い、当日の資料の送付、謝礼の交付等、必要な調整を随時行うこと。

ウ 開催支援

参加者の募集、開催日時の決定、会場手配については県が調整を行うが、受託者はこれについて、県に助言及び支援を行うこと。

ワークショップの内容や進行方法については、ガイドライン等を踏まえ、参加者が安心して積極的に議論を行えるよう、同様に助言及び支援を行うこと。

エ ワークショップテーマの検討

受託者は、こどもが積極的に議論に参加しやすいワークショップのテーマを県と共に検討すること。

オ ワークショップ資料の作成

受託者は、ワークショップの資料を作成すること。資料は、参加者の年齢に応じたわかりやすい資料とすることが必要なため、そのデザインや内容について提案すること。

③ 当日の参加

受託者は、ワークショップ開催当日、会場準備を行うと共に、ワークショップが円滑に進行するよう、補助を行うこと。

④ 意見聴取の内容記録

受託者は、意見聴取の内容について記録し、県に提供すること。

(3) 結果のフィードバック

(1)(2)の事業実施後の意見反映結果のフィードバックについて、こどもや若者が自分たちで意見表明した内容が県の中でどのように検討され今後どのように活用されていくのか、自分ごととしてわかりやすく伝えるように行う必要があるため、そのフィードバックの実施方法や資料について、効果的な方策を提案すること。

なお、提案した方法等を踏まえ県と協議の上、連携して資料の作成を含むフィードバックに関する事務を行うこと。

5 その他

打ち合わせについては議事録を作成し、県と共有すること。(A4 1枚程度、概要で可。次回打ち合わせ時の TODO リストが分かるもの)

県と協議の上、モニター数の確保、アンケート回答率の上昇に努めること。

実施時期の変更については県と協議の上柔軟に対応すること。

業務実施に当たってはスケジュール表を作成し、進捗を県と共有すること。

受託者は、業務上必要な資料や情報等について、県から求めがあったときは、当該資料等を提供するものとする。

6 成果品

本業務における成果品の納期限は以下のとおりとする。

番号	成果品	納期限	紙納品部数
(1)	チラシ	令和8年 5月7日(木) データ納品 5月11日(月) 印刷物納品	50,000部
(2)	ポスター	令和8年 5月7日(木) データ納品 5月11日(月) 印刷物納品	1,000部
(3)	アンケート結果	令和9年3月5日(金)	1,000部(受託者直接発送分含む)
(4)	最終報告書	令和9年3月31日(水)	3部

成果品はその都度、印刷物での納品の他、電子データで納入すること。データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形(PDF、Ai データ、PNG)及び編集が可能である形式(Microsoft Word、Excel、又はパワーポイント形式)でCD-R等の保存媒体(1部)で納品すること。

7 成果品に関する権利の帰属等

(1) 著作権等の取扱い

- ① 本業務にて制作した印刷物や動画データ、各種素材等の成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等は、県に帰属するものとする。
- ② 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM等第三者が権利を有するものを使用する場合、受託者において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。
- ③ 受託者は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 二次使用について

県は、成果品について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、受託者はそのために必要な手続きを行うこと。

8 スケジュール（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	2月	3月
アンケート		モニター募集 モニター 質問照会①		モニター決定 1回目実施	モニター 質問照会② 1回目結果 取りまとめ 2回目実施		2回目結果 取りまとめ 3回目実施		3回目結果 取りまとめ	4回目実施	4回目結果 取りまとめ	全結果 取りまとめ 「とこぼ」 に掲載
ワークショップ		ワークショップ 開催準備		中学生向け 実施①※予定	高校生向け 実施①※予定	高校生向け 実施②※予定						

9 成果品提出場所

栃木県保健福祉部こども政策課 子育て環境づくり推進担当

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館5階